

Key Topics



Key Topic 1

サステナビリティへの取り組み

サステナビリティの潮流

サステナビリティ情報開示へのニーズの高まりを受け、わが国でも、サステナビリティ情報に関する詳細な開示と保証が制度化されようとしています。2025年3月にサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が公表したサステナビリティ開示基準は、プライム市場上場企業への段階適用が義務化される見込みです。時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業に2027年3月期から適用され、その後、時価総額の規模に応じて段階的に義務付けられる方向です。

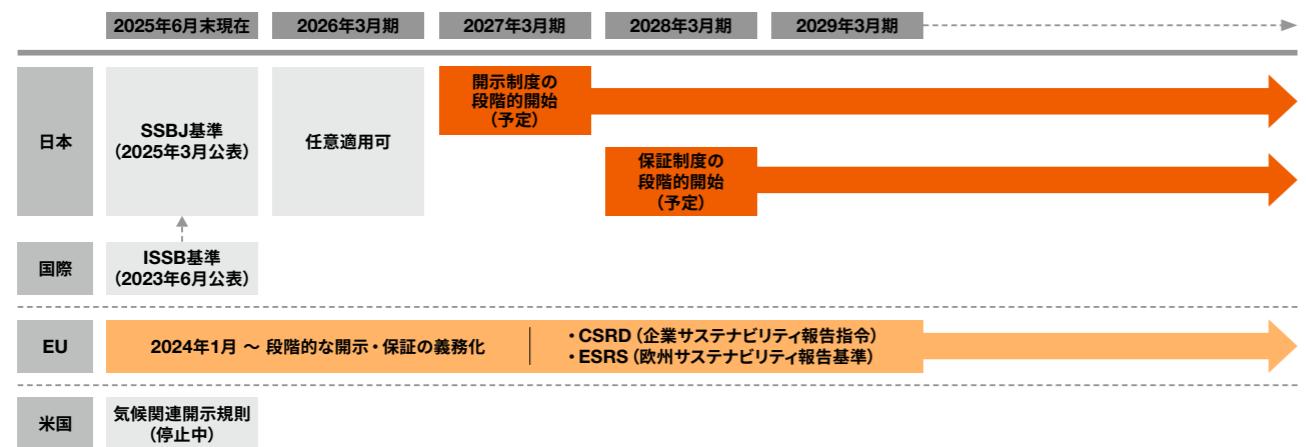
SSBJ基準が適用されると、有価証券報告書において、基準に準拠した情報開示が必要となります。そして、SSBJ基準の適用開始の翌年から、開示される情報に対して第三者による保証が求められる見込みです。

わが国の制度化の動向は、国際的な潮流の影響を

受けています。EUでは2024年より、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)および欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の適用が段階的に開始されており、保証も義務付けられています。また米国では、SECが2024年に採択した気候関連の開示規則は停止されているものの、カリフォルニア州で気候開示法が制定されています。そして国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は初のIFRSサステナビリティ開示基準を2023年に公表しており、SSBJが2025年3月に公表した基準はISSB基準に相当します。

わが国でサステナビリティ情報の開示・保証の義務化が迫る中、対象企業は、SSBJ基準の趣旨や企業の状況を踏まえ、信頼性のある情報を開示できる体制が整備されているかどうかを確認する必要があります。

■ サステナビリティ情報の開示・保証制度



監査法人によるサステナビリティ情報の信頼構築への貢献



小西 健太郎
品質管理本部
パートナー

遠藤 英昭
上席執行役員
監査・保証事業本部
サステナビリティ保証グループリーダー

遠藤 所属部門と担当業務内容、これまでの経歴を教えてください。

中村 会計監査や品質管理本部での会計基準調査に従事した後、PwCコンサルティング合同会社に出向し、IFRS導入支援や企業再生に携わりました。現在はサステナビリティ・アドバイザリー部でサステナビリティ情報開示関連業務を行っています。

小西 金融機関の会計監査、IFRS導入支援、品質管理本部での品質管理業務を経験した後、企業会計基準委員会(ASBJ)およびサステナビリティ基準委員会(SSBJ)に出向し基準開発に関与しました。現在はサステナビリティ開示の保証業務と品質管理に従事しています。

遠藤 日本でもサステナビリティ(サス)情報が有価証券報告書での開示に導入される公算が高まっています。どのようなアドバイザリー業務が求められていますか。

中村 従来のサス情報開示と異なり、法定開示書類である有価証券報告書での開示では、さらなる情報の信頼性が求められるため、SSBJ基準に準拠した上でどのように信頼性を高めるプロセスを構築するか、というアドバイザリー業務が求められています。また、将来において法定開示に取り込まれる可能性の高

い、人的資本や生物多様性の開示を先取りする企業も増えています。私たちは、こうした多様なニーズに応えるサービスを提供しています。

遠藤 小西さんはSSBJで基準作成に深く関与されました。SSBJ基準に基づくサステナビリティ関連財務開示(サス開示)の狙いは何でしょうか。

小西 サス開示の想定利用者は、財務諸表と同様に、投資家などの資金提供者です。サス開示は、財務諸表を理解するための背景情報を提供しますので、財務諸表とのコネクティビティ(つながり)を重視しています。さらに、サス開示では、企業の将来キャッシュ・フローや資金調達に影響を与えると合理的に見込み得るリスクおよび機会を識別する必要があります。まさに「経営者の視点」も必要になります。このため、サス開示の保証を行う上で、企業と財務諸表に対する理解は必要不可欠です。

遠藤 企業がサス開示を充実させることによるメリットや、サス開示作成にあたり多くの企業が直面している課題は何でしょうか。

中村 投資家等のステークホルダーの意思決定において、サス情報の重要性が高まっています。制度化への対応は企業の責任ですが、これを機に、自社は価値をどのように創出しているのかなど、経営をより高い視点から見直す機会につながります。一方、実際に開示実務を担う企業の方々はバックグラウンドが一様でないことから、どのように目線を合わせていくかがよく見られる課題です。



遠藤 サス開示の第三者保証を受ける意義は何でしょうか。

小西 情報の信頼性が付与されるのみならず、保証に耐えられるように内部統制の整備が進み、

経営に有用な情報が安定的に得られるようになると期待されます。また、SSBJ基準には「経営者の視点」が必要となる開示が多く含まれます。例えば、サス開示の対象となるリスクおよび機会は、経営上の重要課題でもあると考えます。経営者と保証業務実施者の議論を通じ、経営上の重要課題を適切に特定できるという効果もあるでしょう。

遠藤 多数の開示フレームワークがある、いわば自由演技の世界から、制度による規定演技の世界に移行しようとしています。企業にどのような影響が生じるでしょうか。

中村 現状作成できる情報を有価証券報告書で開示すれば良い、と誤解している企業が見受けられます。

SSBJ基準その他の開示基準は、多くのステークホルダーに共通した最低限の解として作成されています。ステークホルダーの期待に応えるには、基準に完全準拠する必要があり、マインドセットの変革が求められることが大きな影響ではないでしょうか。

遠藤 監査とサス保証の類似点と相違点を教えてください。

小西 両者は本質的に同じであり、企業環境の理解／虚偽表示リスクの評価／評価したリスクに基づく監査・保証手続の立案と実行、といったプロセスも共通です。一方、サス開示は扱う情報の範囲が財務諸表よりも広く、重要性の判断ポイントも違いが生じ得ます。とはいえ、財務諸表とサス開示はセットですので、財務諸表監査人はサス開示を、サス保証業務実施者は財務諸表を通読し、各々が意見の対象とする情報と

重要な相違がないか検討が求められます。このため、両者で求められる知識や能力の多くは共通します。

遠藤 当法人ではサス保証の提供体制をどのように整えていますか。

小西 監査人財のほぼ全員を含む約2,000人が必修研修を受講済です。監査・保証実務の前提知識があるため、研修も効率的に進められています。また、保証に関する書籍「サステナビリティ保証の実務対応」(中央経済社)を2025年3月に上梓しました。サス保証の品質管理体制も整備・強化を図っています。

遠藤 当法人が提供するサスアドバイザリー業務の強みを教えてください。

中村 開示情報の作成であれば、デジタルプラットフォームやAIを活用しつつ財務報告で培った知見を組み合わせることで対応可能です。加えて、ネットゼロ達成には開示だけではなく具体的な取り組みが必要であり、その面でも私たちの知見はお役に立てると考えています。また、生物多様性や人的資本など「未來の法定開示」に先駆けて対応したい、というニーズにもお応えしています。

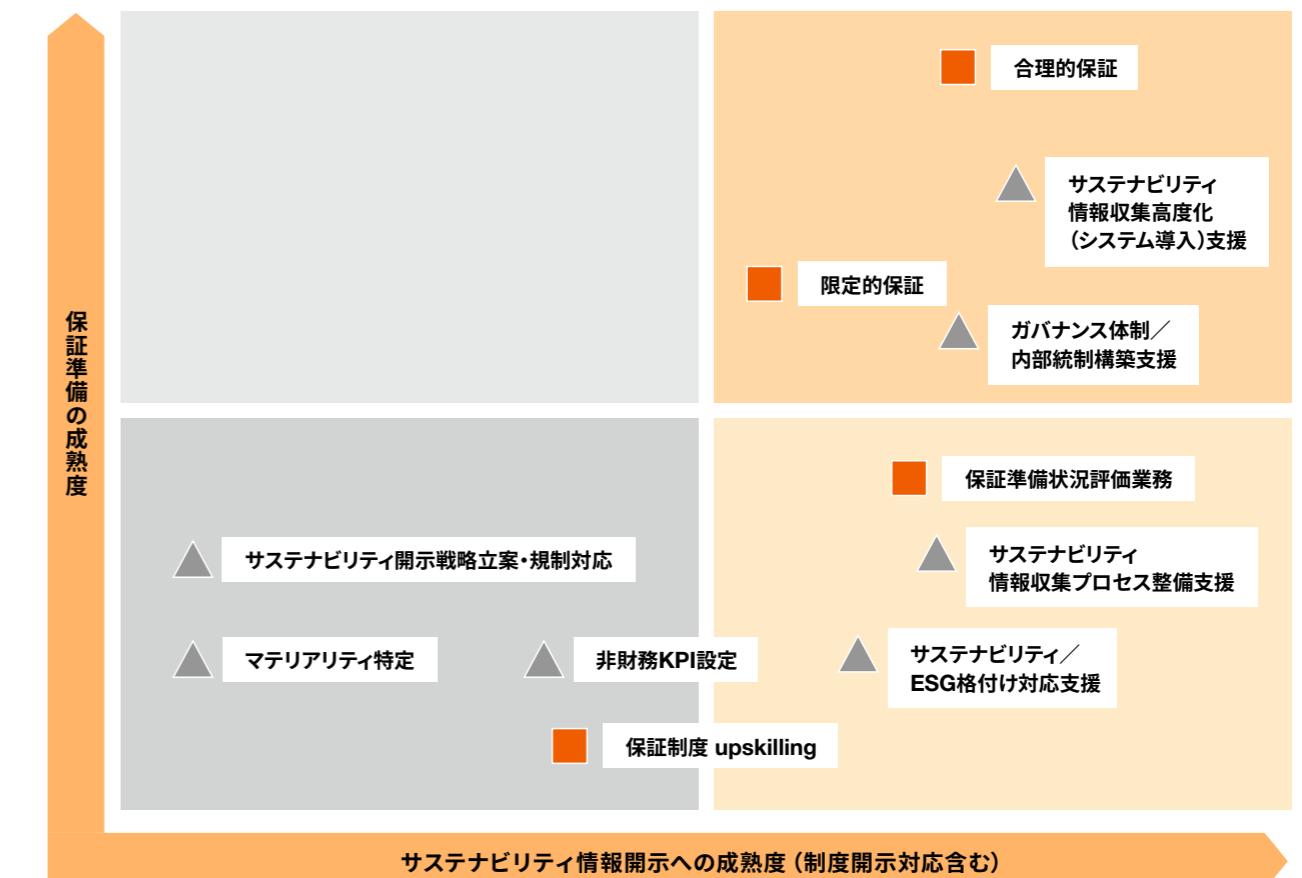
遠藤 サス開示への思いをお聞かせください。

小西 SSBJ基準の開示はスタート地点にあり、数年かけて改善していくでしょう。サス開示が資本市場で有用な情報として根付き、より良い社会への貢献が進めば、SSBJ基準の開発者としてこれに勝る喜びはありません。

中村 気候変動に限らず人類の歴史は「適応」の歴史とも言えます。適応には、トライアンドエラーを繰り返す時間が需要です。サス開示も、「適応」のためには、何よりも「今すぐに始める」ことが重要ではないでしょうか。



■ サステナビリティに関するPwCの提供業務



サステナビリティ課題と財務諸表監査

気象災害は年を経るごとに各地で激甚化しており、世界の多くの経済主体が本格的に問題に取り組み始めています。このため、サステナビリティ課題、とりわけ気候変動課題に関わる企業に財務的に重要な影響を与える事項に关心が高まっています。

当法人では、財務諸表監査において、有価証券報告書のサステナビリティ情報や統合報告書などの開示書類を必要に応じて閲覧するとともに、経営者や監査役等に対して企業に影響を及ぼす気候変動課題をどのように特定し、評価するプロセスとなっているかを質問し、企業に影響を及ぼす気候変動課題が重要な虚偽表示リスクとなりうるかを、それらの虚偽表示の

発生可能性と影響の度合いを評価することにより判断することとしています。とりわけ、気候変動課題が会計上の見積りに関連するものである場合、将来の事業活動に広範な影響を与える可能性があること、および影響の見積りには複雑性や固有の不確実性を伴うことを踏まえて慎重な判断を行っています。

なお、有価証券報告書に記載されたサステナビリティ情報などは、その他の記載内容として、当該記載内容を通読し、当該記載内容と財務諸表との間や、当該記載内容と監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討する必要があります。